## 公表

## 事業所における自己評価結果

事業所名 児童発達支援・放課後等デイサービス SOALA久留米校

公表日 2025年 2月 12日

			公表日 <u>2025年 2月 12日</u>				
		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	6		運営基準である広さは確保されています。また活動内容 によって、家具の配置を変更したりと安全面に配慮した スペースの確保を行っております。		
環	2	利用定員やこどもの状態等に対して、 職員の配 置数は適切であるか。	6		運営上の配置基準である児発管1名+児童指導員2名に加え、追加の児童指導員を1名以上配置しております。		
境・体制整	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された 環境になっているか。また、事業所の設備等は、 障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達 等、環境上の配慮が適切になされているか。	6		施設内は全てバリアフリーとなっております。また外の 通路にはスロープがあり、誰でも安全で快適に移動でき るようにしております。		
備	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境に なっているか。また、こども達の活動に合わせた 空間となっているか。	6		児童が過ごしやすいよう、空間作りを定期的に見直して おります。またクリンネスを徹底しており、児童が帰っ た後の掃除は毎日行っております。		
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用 することが認められる環境になっているか。	6		静養室を準備おり、必要に応じて使用できるようにして おります。		
	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	6		1年間で前期・後期で目標を立て、その目標にそって、 月に実行するPDCAを立てて月末に振り返りを行い、管理者とすり合わせを行っております。全職員が行っており、より良い支援と業務改善に努めております。		
業務	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把 握する機会を設けており、その内容を業務改善に つなげているか。	6		どのような評価をいただいたのか、数値したものとご記入いただいたご意見を全職員で共有しております。		
粉改善	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その 内容を業務改善につなげているか。	6		毎日朝礼を行っております。 月末には管理者とのミーティングもあり、風通しの良い 事業所を維持できるよう改善に繋げております。		
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	6		毎日の朝礼だけでなく、月末には管理者と面談を行って おり、業務改善やより良い支援に繋げております。		
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	6		外部研修が年に6回、内部研修は毎月行い、専門性や職員一人一人の資質を高める機会を設けております。		
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	6		インスタグラムをはじめ、毎月イベント案内を配布して おり、プログラム内容を公表しております。		
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	6		定期的な面談だけでなく、保育所や幼稚園でのイベント 前後の気持ちの揺らぎにも注意し、児童や保護者様に細 やかなヒアリングを行っております。		
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児 童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援 に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の 利益を考慮した検討が行われているか。	6		放課後等デイサービス計画を作成するための面談後は必ず、保護者様と児童の願い等を職員間で共有し、支援内容を話し合う場を設けております。		
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、 計画に沿った支援が行われているか。	6		放課後等デイサービス計画を共有し、日々の活動に反映 させております。定期的に確認し、計画とのズレがない か朝礼等で議論しております。		
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	6		社内システムにて適応行動の状況を把握しております。		
適切な支	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	6		目標設定と支援内容の設定を行っております。		
援の場	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	6		朝礼だけでなく、その日の児童の様子を考慮し、職員間 で支援プログラムを組んでおります。		
提供	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	6		活動プログラムの振り返りを朝礼で行うことで、より良い支援となるよう改善点を話し合っております。		
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適 宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成 し、支援が行われているか。	6		1日の流れの中で必ず個別活動・集団活動の時間を設けており、児童発達支援計画作成と日々の支援を行っております。		
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その 日行われる支援の内容や役割分担について確認 し、チームで連携して支援を行っているか。	6		毎日必ず、出勤している職員全員で朝礼を行っております。		
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、そ の日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点 等を共有しているか。	6		終礼を行い、帰りの送迎時に保護者様と共有した事等を 職員間で共有しております。		
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支 援の検証・改善につなげているか。	6		利用児童の様子や関わりを記録しております。日々の記録を元に、支援内容を考え、反映させております。		
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	6		定期的に面談を行っております。また面談内容や児童の 状況を踏まえ、見直しを行っております。		

	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせて支援を行っているか。	6	様々な内容の活動ができるよう、ガイドラインに沿った 5 領域と4 つの基本活動を組み合わせたか活動を行って おります。
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされ ている等、自己決定をする力を育てるための支援 を行っているか。	6	指定したプログラムだけでなく、自由選択活動や余暇時 間を設け、自己選択・決定ができるように支援しており ます。
	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	6	管理者や主となる指導員での参加を行っております。
	27	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、 障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	6	必要に応じて、各関係機関と連携を取らせていただいて おります。
	28	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っているか。	6	日々の送迎時での情報共有や、定期的な情報交換の場を設けております。
関係	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こど も園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と 相互理解に努めているか。	6	就学移行の際に、支援内容などの情報共有を行っており ます。
機関や保護者-	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	6	事業所への移行する際に、支援内容などの情報の共有を 行っております。 今後も継続し、放課後等デイサービスの利用がなくなっ てもできる形でサポートさせていただきたいと考えてお ります。
との連携	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	6	必要に応じ、連携を取らせていただいております。
	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	6	公園等活用しております。
	33	(自立支援)協議会等へ積極的に参加している	6	地域の自立支援協議会へは積極的に参加するよう努めて
	34	か。 日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こど もの発達の状況や課題について共通理解を持って	6	おります。 地域の公園や公共施設など社会資源を利用しておりま す。
	35	いるか。 家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	6	毎月、土曜日に「そあらのひろば」という保護者様もご 参加いただける場を設けており、お子様への声掛けの仕 方などのアドバイスをさせていただいております。
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等につい て丁寧な説明を行っているか。	6	どの職員もご説明ができるように、理解推進の場を設け ております。
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こ 対象では、こともの最善の利益 の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意 向を確認する機会を設けているか。	6	定期的な面談に限らず、日々の支援報告の際に、児童や 保護者様の意向をお伺いしております。
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援 内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサー ビス計画の同意を得ているか。	6	放課後等デイサービス計画を提示しながら、ご説明し同意を得た内容に基づき、支援を行っております。
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切 に応じ、面談や必要な助言と支援を行っている か。	6	日々の支援の報告の際や、送迎時を活用し、保護者様の お悩みを解決できるよう面談の提案や助言させていただ いております。
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を 開催する等により、保護者同士で交流する機会を 設ける等の支援をしているか。また、きょうだい 同士で交流する機械を設ける等の支援をしている か。	6	毎月、土曜日に「そあらのひろば」という保護者様だけでなく、きょうだい児もご参加いただける場を設けております。
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制 を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、 苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している か。	6	苦情担当の窓口を設置しております。また窓口を通さなくても日々のご不明点や不安点など職員にご相談ください。迅速かつ丁寧に対応させていただきます。
保護者。	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	6	毎月のおたよりの配布やLINE、インスタなどのSNSを活用し、活動内容などを発信しております。
への説明等	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	6	個人情報は職員のみが入れる部屋にて、施錠できる棚で の管理を徹底しております。 使用用途につきましても、個人情報保護に関する同意書 に基づいた取り扱いをしております。
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報 伝達のための配慮をしているか。	6	児童には口頭だけでなく、視覚的なサポートも用い、意思の伝達や情報伝達を行っております。
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	6	久留米市役所の出前講座を活用するなど、地域の方に事 業所に来ていただき、児童と一緒に活動していただいて おります。
	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防 犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定 し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想 定した訓練を実施しているか。	6	マニュアルを策定し、年間計画に基づき、毎月実施計画を遂行しております。
	47	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常 災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必 要な訓練を行っているか。	6	マニュアルを策定し、年間計画に基づき、毎月実施計画を遂行しております。
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこど もの状況を確認しているか。	6	初回アセスメントの際に確認させていただいております。

非常時等の対応	1 1	4U I	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指 示書に基づく対応がされているか。	6	対象児童はいません。
	f 5	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	6	年間計画に基づき、毎月児童と一緒に訓練しております。
	t   _	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	6	計画に基づき、取り組み内容を日々の支援報告の際に周知させていただいております。
	5		ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向 けた方策について検討をしているか。	6	ヒヤリハットが発生した際や、情報として得た場合に、 職員間で共有・振り返りを行い、改善策を検討し、記録 を残しております。
	5	5 4 1	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する 等、適切な対応をしているか。	6	社内研修にて、年に1回以上は虐待防止の為の研修を必   ず行っております。
	5	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかに ついて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前 に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイ サービス計画に記載しているか。	6	社内研修にて、年に1回以上は研修を必ず行っております。 す。 また、身体拘束の取り扱いについては、初回契約時に同 意書でご説明し、必要がある場合には同意を得た内容に 基づいて対応いたします。